

## 新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大に伴う対応について

2020年04月10日

三菱ケミカルインフラテック株式会社

4月7日、新型コロナウイルス（COVID-19）の感染拡大を受け、政府より、東京都など7都府県を対象とし、効力の期限を5月6日とする「緊急事態宣言」が発令されました。これに伴い当社は、社内に緊急事態を宣言するとともに、国内勤務者を対象に、従来の対応をさらに強化し、5月6日までの期間、以下の対応を実施します。

関係者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 勤務

政府の緊急事態宣言の対象地域（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）内のオフィスビルへの出社は原則として禁止とし、全員テレワークまたは自宅待機とします。その他の地域においても、時差出勤やテレワークの活用を強く推奨します。

### 2. 出張

国内外の出張を原則禁止とします。

※ 但し、外務省の発出する感染症危険情報がレベル3以上の国・地域（現時点で米英中韓含む73か国・地域）への出張は、例外なく禁止とします。

### 3. 会議・イベント

(1) 国内の会議、イベント、講演会、集会等の不特定多数の人が集まる場所への出席・参加は、原則禁止とします。

(2) 概ね30名以上が集合する会議・集会の主催は、原則禁止とします。  
また、30名以下であっても広域から人が集まる会合などの開催は、延期又はオンラインミーティングに変更します。

(3) 同一職場・地域であっても、少人数の打合せ等を除き、できる限り会議時間の短縮・参加者の限定や会議の延期、テレビ会議の活用などを検討することとします

(4) 社内外の会食、懇親会は原則として禁止します。

### 4. 健康・衛生管理

(1) 日常的に手洗い・咳エチケット等を徹底します。

(2) 海外から帰国した社員については、自覚する症状がない場合であっても、帰国後14日間は自宅待機とし、健康管理を行います。

※ 上記は現時点での対策であり、今後の状況を踏まえて適宜見直します。

以上